

## 法務室設置計画（概要）

### 1 法務室の設置の趣旨

法律相談や訴訟対応で弁護士を必要とするケースは増加傾向にあり、法人全体の法的リスクを一元的に掌握し、問題を未然に防止することを目的として、法人部に法務室を設置し、主として本法人の法務に関する点検、助言、勧告及び処理を行う。

なお、法人内各学校・部課ごとに、顧問弁護士契約を締結している場合又は弁護士の相談窓口がある場合は、従来どおり個別に対応する。

### 2 法務室の業務内容

- (1) 契約書その他法的文書の点検及び助言に関すること。
- (2) 規程等の制定及び改廃の点検、形式審査及び助言に関すること。
- (3) 訴訟その他紛争に関する対応の支援に関すること。
- (4) 法人及び法人内各学校の諸活動に関する法的審査及び助言に関すること。
- (5) 知的財産（商標、著作権）の管理に関すること。
- (6) 法令等に関する調査、検討及び勧告に関すること。
- (7) 法務に関する連絡会の開催、関係者との連携・協力に関すること。
- (8) その他必要な事項。

### 3 法務室の人員体制

専任職員（事務長を含む）、特定業務職員及び弁護士

### 4 開設日

2017年11月 1日

以上